

京 都 大 学 環 境 ・ 安 全 ・ 衛 生 委 員 会 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>第1条 (略)</p> <p>第2条 委員会は、京都大学における学生・職員<u>の安全保持、保健衛生及び安全衛生教育並びに環境保全に関する重要事項を調査審議する。</u></p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 安全管理担当の理事（以下「担当理事」という。）</p> <p>(2) <u>環境安全保健機構長</u></p> <p>(3) <u>環境保全センター長</u></p> <p>(4) <u>保健管理センター所長</u></p> <p>(5) <u>放射性同位元素総合センター長</u></p> <p>(6) <u>総括安全衛生管理者（吉田事業場、病院事業場、宇治事業場及び熊取事業場）</u></p> <p>(7) <u>人事部長、施設・環境部長、学生部長及び研究推進部長</u></p> <p>(8) その他担当理事が必要と認める者 若干名</p> <p>2 前項第8号の委員は、担当理事が委嘱する。</p> <p>3 第1項第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。</p> <p>2 委員長は担当理事をもって充て、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。</p> <p>3 委員長は、委員会を招集し、議長となる。</p> <p>4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。</p> <p>第5条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、開会することができない。</p> <p>2 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。</p> <p>3 <u>前2項に定めるもののほか、委員会の議事の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。</u></p> <p>第6条 委員会に必要に応じて小委員会を置くことができる。</p> <p>2 小委員会には、必要に応じて第3条第1項の委員以外の者を、その委員として加えることができる。</p> <p>3 小委員会の委員は、担当理事が委嘱する。</p> <p>4 小委員会に委員長を置き、第3条第1項の委員のうちから担当理事が指名する。</p> <p>5 <u>前4項に定めるもののほか、小委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員会が定める。</u></p> <p>第7条 (略)</p> <p>第8条 委員会に関する事務は、<u>施設・環境部環境安全課</u>において処理する。</p>	<p>第1条 (同 左)</p> <p>第2条 委員会は、京都大学における教職員及び学生<u>の安全保持、保健衛生及び環境保全に関する重要事項を調査審議する。</u></p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 安全管理担当の理事（以下「担当理事」という。）<u>及び人事担当の理事</u></p> <p>(2) <u>厚生補導担当の副学長</u></p> <p>(3) <u>環境安全保健機構長</u></p> <p>(4) <u>保健管理センター所長</u></p> <p>(5) <u>総括安全衛生管理者</u></p> <p>(6) <u>部局の安全衛生推進者 若干名</u></p> <p>(7) <u>総務部長、環境安全衛生部長及び学生部長</u></p> <p>(8) その他担当理事が必要と認める者 若干名</p> <p>2 前項第6号及び第8号の委員は、担当理事が委嘱する。</p> <p>3 第1項第6号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>第4条 (同 左)</p> <p>2 委員長は担当理事を、副委員長は<u>環境安全保健機構長</u>をもって充てる。</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>第5条 } (同 左)</p> <p>2</p> <p>第6条 } (同 左)</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>第7条 (同 左)</p> <p>第8条 委員会に関する事務は、<u>環境安全衛生部環境安全衛生課</u>において処理する。</p>

改 正 前	改 正 後
<p>第9条 この規程に定めるもののほか、委員会 に関し必要な事項は、委員会が定める。</p>	<p>第9条 この規程に定めるもののほか、委員会 <u>及び小委員会</u>に関し必要な事項は、委員会 が定める。</p> <p>附 則</p> <p>1 この規程は、平成19年4月1日から施行 する。</p> <p>2 この規程の施行後最初に委嘱する第3条第 1項第6号及び第8号の委員の任期は、同条 第3項本文の規定にかかわらず、平成20年 3月31日までとする。</p>